

令和6年度 掛川市ふるさと納税推進業務支援委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市ふるさと納税推進支援業務委託の契約候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 目的

本実施要領は、受託者が持つアイデアやノウハウを活用し、本市へのふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の発注・発送管理・新規登録等の事務の効率化を図るとともに、新たな返礼品提供事業者や新たな返礼品の新規開拓など、本市の寄附件数及び寄附金額の増加に向けた取組を委託することで、本市の魅力発信と地場産品の販路拡大による地域活性化を目的とする。

そこで、本業務では、令和7年度から3年間において、各年度10億円の寄附を目標とし、広く事業者からの提案を募るものとする。

3 実施内容

(1) 事業名

掛川市ふるさと納税推進業務支援委託

(2) 業務内容

別紙「掛川市ふるさと納税推進業務支援委託 仕様書」のとおり

(3) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(4) 委託料の上限額

発送が完了した返礼品代金及び、発送にかかった実際の送料を合わせた金額に加え、本市が使用するポータルサイトからの寄附申込み及び、産業労働政策課に直接申し出のあった寄附の収納寄附金額のうち、返礼品の最低寄附金額の4%（税抜金額）を上限に委託手数料として支払うものとする。

ただし、寄附受付開始までの準備期間に発生した費用については負担しない。

(5) 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで ※約3年3ヶ月間を予定

ただし、令和7年4月1日から令和10年3月31日までに、本市に入金のあった寄附者への対応は、業務委託期間終了後においても受託者は、本契約に基づき、適切に対応するものとする。

4 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

- (2) 掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格登録業者若しくは登録業者と同等の資格を有するもの。※未登録の業者にあたっては、「会社案内」「商業登記簿謄本（申請日の3か月以内のもの）」「印鑑証明書（申請日の3か月以内のもの）」「消費税納税証明書（申請日の3か月以内のもの・直前1年間の未納の税額がないこと）」「掛川市完納証明書（掛川市内に本店や支店がある場合）」「誓約書」（様式第8号）を提出し、入札参加資格同等であると認められた者。
- (3) 掛川市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- (4) 法人格を有している者であること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立て又は、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7) 掛川市暴力団排除条例（平成24年9月28日掛川市条例第27号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらとの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (8) 常に連絡及び調整ができるような体制を整えている事業者であること。
- (9) 直近3年以内（令和4年4月以降）において、地方自治体におけるふるさと納税事務支援に関する業務の実績（現在受託している業務も含む）を有していること。
- (10) 応募については、単独に限らず共同企業体での参加も可能とする。ただし、重複（単独・共同企業体又は、複数の共同企業体）での申し込みを行うことはできない。また、共同企業体の場合は、代表事業者が上記(1)～(9)の要件を満たし、かつ、構成員全てが上記(1)～(8)の要件を満たすこと。

5 スケジュール

| 項 目 | 日 程 |
|--------------------|----------------------|
| 実施要領等の公表、提案者公募 | 令和6年10月1日(火) |
| 参加表明書提出期限 | 令和6年10月11日(金) |
| 参加資格審査結果通知 | 令和6年10月17日(木) |
| 質問受付期限 | 令和6年10月18日(金)正午までに必着 |
| 質問への回答・公表 | 令和6年10月25日(金)午後5時 |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和6年11月5日(火)正午までに必着 |
| 書類審査結果通知 | 令和6年11月11日(月) |
| 審査会（プレゼンテーション） | 令和6年11月21日(木) |
| 審査結果通知、委託内容の詳細協議開始 | 令和6年11月25日(月) |
| 業務委託契約締結（予定） | 令和6年12月上旬 |

6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとするものは、以下により参加表明書等を提出するもの

とする。

- (1) 提出期限 令和6年10月11日(金) 午後5時まで
- (2) 提出先 掛川市 産業労働政策課 ふるさと納税推進係
- (3) 提出方法 持参又は、郵送(期限内必着)
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式第1号)
 - ② 会社概要書(様式第3号)

事業者の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等がわかるもの(既成の資料の添付も可とする)。
 - ③ 業務実績書(様式第6号)

他自治体において、本業務と同種又は、類似の業務を受託した業務実績を記載すること。なお、証拠書類として契約書の写しを添付すること。
 - ④ 事業実施体制(任意様式)

担当者の所属、氏名、連絡先、業務内容を記載すること。
 - ⑤ 掛川市一般競争(指名競争)入札参加資格登録事業者を証明できる書類または、同等の資格を有するものを証明できる書類(「4(2)※」の書類)
- (5) 提出部数 参加表明書1部、その他の書類2部

7 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、様式第8号「掛川市ふるさと納税推進業務支援委託公募型プロポーザル参加辞退届」を令和6年11月5日(火)正午までに、掛川市役所産業経済部産業労働政策課ふるさと納税推進係へ提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

8 質問の受付・回答

質問は、参加表明書を提出した者のみ受け付ける。また、この回答により本実施要領等に記載する内容の追加または修正とみなす。

(1) 質問の受付

① 提出方法

質問書(様式第2号)に記入し、電子メールに添付して以下の提出先アドレスに送付する。※電話等口頭による質問受付は一切行いません。

なお、電子メールの件名は「掛川市ふるさと納税推進業務支援委託プロポーザル 質問書【事業者名】」とすること。

② 提出期限 令和6年10月18日(金)正午までに必着

③ 提出先 掛川市 産業労働政策課 ふるさと納税推進係

電子メール：syoko@city.kakegawa.shizuoka.jp

(2) 質問及び回答の公表

質問及び回答を次の方法により公表する。

- ① 公表方法 質問及びその回答は、質問者名を伏して、本市ホームページに公表する。なお、契約候補者の選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。
- ② 公表日 令和6年10月25日（金） 午後5時

9 企画提案書等の提出

- ① 提出方法 提出書類を郵送または持参により提出すること。持参による提出は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く平日の午前8時30分から正午までとする。
- ② 提出期限 令和6年11月5日（火）正午必着
- ③ 提出先 〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市 産業経済部 産業労働政策課 ふるさと納税推進係
- ④ 提出書類 正本1部、副本10部（副本は写しで可）、CD-ROM等の電子媒体（正本をPDFにデータ化したもの）1部

【提出書類作成要領】

| 提出書類 | 記載内容・留意事項等 |
|---|--|
| 公募型プロポーザル 参加表明書（様式第1号） | <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案は1事業者1件とする。 ・提案者以外の事業者等と連携して業務を遂行する場合は、協力事業者名を明記すること。 |
| 会社概要（様式第3号） | <ul style="list-style-type: none"> ・会社の概要について明記すること。 |
| 企画提案書提出届（様式第4号） 企画提案書（様式第5号） ※企画提案書は、A4縦及び横、両面印刷、長辺綴じ、20ページ以内とし、ページ下部にページ番号を記載すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・寄附目標金額 ・委託料 ・業務実績 ・新たな返礼品の増大策等 ・ポータルサイトへの誘導 ・新たな寄附者の獲得 ・その他の追加提案 <p>※企画提案書は、できるだけ具体的に、わかりやすく記載すること。</p> |
| 見積書及び明細書 | <ul style="list-style-type: none"> ・見積書は各社の形式とし、別途明細書を添付すること。 |

10 契約候補者の選定

(1) 書類審査

参加表明書の受付期限時点で参加表明した者が5者以上の場合は、提出された書類を事務局が審査し、書類審査結果を通知する。なお、4者以内の場合は事務局による書類審査は行わず、その旨を別途通知する。

提出された書類の審査については、別記審査基準に記載の基本事項を審査し、審査結果の高い者から4者を審査会（プレゼンテーション）対象者とする。

また、合計点数が同数の場合は、審査項目のうち、業務実績の点数の高い者とする。

なお、ここで実施する書類審査はあくまで審査会（プレゼンテーション）への参加者を選定するために事務局が実施するものであり、その結果は審査会（プレゼンテーション）における審査基準には反映されない。

審査結果は、参加表明書を提出したすべての者に通知するものとし、審査に関する異議等は受け付けない。

ア 審査基準

別紙「審査基準」に基づき行う。

イ 審査結果の通知

審査結果は令和6年11月11日（月）に電子メールにより通知する。なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内にその理由について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。回答は電子メールにより行う。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日

令和6年11月21日（木）

イ 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

ウ 審査方法

(ア) プレゼンテーション開始時間については、追って通知する。

(イ) 契約候補者の選定は、別紙「審査基準」に基づき、審査委員会の各委員の評価点の合計により順位をつけ、最も評価点の高い提案者を契約候補者として選定する。

(ウ) 説明時間は、提案内容の説明を15分以内とする。その後、審査委員会の各委員から15分程度の質疑応答時間を設ける。

(エ) 審査会の会場への入室は3名以内とする。

11 失格条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) プロポーザル実施要領に指定する条件に適合しないもの。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他、指示した条件に違反する等、事務局が不当と認めるもの。

12 契約

審査結果通知後、契約候補者は、本市と契約締結に向けた協議を開始するものとする。

原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行

う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。ただし、契約候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を契約候補者として協議を行うものとする。

13 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出後の種類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 掛川市は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を払わない。
- (5) 契約を締結する契約候補者から提出された企画提案書等について、掛川市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。
- (6) 委託業務の全部もしくは、主たる部分を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部にかかる再委託について、予め市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (8) 契約書作成の要否
要する。

13 問合せ先

掛川市産業経済部 産業労働政策課 ふるさと納税推進係

電 話 0537-21-1124

F A X 0537-21-1212

電子メール syoko@city.kakegawa.shizuoka.jp

別記

掛川市ふるさと納税推進業務支援委託公募型プロポーザル 審査基準

| 審査項目 | 主たる評価の視点 | 配点 |
|---|--|-------------|
| <p>基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社概要 ・ 業務実績 ・ 実施体制 ・ 寄附目標金額 ・ 委託料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社基盤（創業年・資本金等）、経営状況 ・ 当該委託と同様のふるさと納税支援業務委託契約を締結した実績があるか ・ 幅広くポータルサイトの取り扱いがあり、十分な実績、知識があるか ・ 寄附件数及び寄附金額を増大させるために期待できる実績を有しているか ・ 返礼品や自治体のPR等について、十分な実績があり、今後も積極的な取り組みが期待できるか ・ 十分な支援業務を行うことのできる組織、管理体制であるか ・ 当該委託内容と同種の業務について、実務経験を有する人材を登用しているか、または登用する予定か ・ 当該委託にあたる従業員は、業務ごと担当が分かかれ、4名以上の体制で業務を行うことのできる体制であるか（サイト運営構築、配送管理、問い合わせ担当、自治体担当等） ・ 本市や返礼品提供事業者、寄附申込者等との連絡調整、助言体制、クレーム対応等について、迅速に対応できる体制か ・ 令和7年度以降の3年間において、高い寄附目標金額が提案されているか ・ 寄附目標金額達成に向けた取組方針について、本市の課題の把握や改善方法、寄附傾向、分析など、本市の現状に合致した提案となっており、合理性があるか | <p>100点</p> |

| | | | |
|----------------|--|---|------|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・委託料を算定するための委託率は、寄附金額に対して4%以内(税抜)で、より低い率が設定されているか | |
| 寄付額を増加させるための取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな返礼品の増加策等 ・ポータルサイトへの誘導等 ・新たな寄附者の獲得等 | <ul style="list-style-type: none"> ・返礼品提供事業者の新規開拓による増加を見込む寄附金額は高い目標であるか ・新たな返礼品の積極的開拓による増加を見込む寄附金額は高い目標であるか ・目標達成に向けた取組内容は、具体的かつ合理的で期待できる提案であるか ・本市への寄附の誘導促進が具体的かつ合理的で期待できる提案であるか ・本市返礼品の訴求力向上の取組内容が、具体的かつ合理的で期待できる提案であるか ・新たな本市への寄附者の増加やリピーターの獲得に向けた取組内容が、具体的かつ合理的で期待できる提案であるか | 100点 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・追加提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記「寄附額を増加させるための取組」の他に有益な提案があるか ・ある場合は、本市がその費用を負担しても採用すべき提案であるか | 10点 |
| 合 計 | | | 210点 |